

## 議案第188号

### 指定管理者の指定について

さいたま市立仲本児童センター及びさいたま市老人福祉センター仲本荘の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成22年11月24日提出

さいたま市長 清水 勇 人

### 記

#### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市浦和区東仲町28番15号	さいたま市立仲本児童センター
	さいたま市老人福祉センター仲本荘

#### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

#### 3 指定する期間

平成23年5月1日から平成26年3月31日まで